

### 宮崎伸光先生のご逝去を悼む

中野, 勝郎 / NAKANO, Katsuro

---

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

119

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

3

(発行年 / Year)

2021-10-22

# 宮崎伸光先生のご逝去を悼む

法学部長 中野 勝 郎

宮崎伸光先生は、二〇二〇年七月一六日、膵頭部癌により、逝去なさいました。享年六四歳。あまりにも早すぎる死でありました。大学の教務および学務にたいする先生の献身度の高さを思うとき、一周忌を過ぎてなお、先生が今もここにいないということの意味の大きさを痛感させられています。

宮崎先生は、一九五七年三月二〇日、東京都世田谷区でお生まれになりました。一九八〇年三月に、横浜市立大学文学部をご卒業後、高等学校教員として勤務なさりながら、中央大学大学院法学研究科博士前期課程（政治学専攻）を修了され、その後、地方自治総合研究所（現財団法人地方自治研究所）の常任研究員（一九八八年～二〇〇二年）の間、財団法人連合総合生活開発研究所への派遣（派遣あり）を経て、二〇〇二年四月、法政大学法学部に教授として着任されました。

宮崎先生は、自治行政論、地域政治論、消防行政、公共政策、行政学を専攻され、法政大学法学部では、自治体論演習、公共政策フィールドワークを担当され、現代政策学特講Ⅰ・Ⅱについては両科目の開講に向けた準備作業に中心的役割を果たされました。学内においては、一年間副学生部長をお務めになった後、二〇〇八年から六年間の長きにわたって、学生センター長として学生のキャンパス生活全般を統括する任を果たされました。

『法学志林』には、宮崎先生の主要な研究対象である消防行政にかんする論文が三本掲載されています。そのうちの一つである「抜本的行政制度改革における漸変性と跛行性―警防団から消防団へ」（『法学志林』第九八巻第四号（二〇〇一年三月））では、明治憲法下、民間団体であった防護団と警察組織の一部であった消防組とが統合されて設けられた警防団が、戦後に改組されて消防団になっていった歴史をたどりながら、行政制度の抜本的改革が行なわれていく過程の特質が考察されています。行政組織をめぐる研究のなかでは注目されることの少ない消防が宮崎先生の主要な研究テーマであったことは、そのお人柄を彷彿とさせる選択であったように思います。周辺に置かれていたものへの視線は、「琉球立法院消防組織法の沿革」（『法学志林』第一一四巻第四号（二〇一七年三月））にも現われています。そこでは、米軍統治下にあった沖縄における消防行政が本土の消防行政と比較しつつ論じられており、そのことによって、沖縄における米軍統治の有り様の一端が照らし出されています。公共政策フィールドワークにおいては北海道夕張市を、現代政策学特講IIにおいては沖縄県を、それぞれフィールドワークの場所として先生が選ばれたことも考え合わせるならば、誤解を恐れずにいいますと「傍役」とされていたもの（「主役（中央・中心）」ではなく）への着目は、研究においても教育においても、宮崎先生の哲学であったのではないのでしょうか。

研究分野が行政の現場と密接に関わっていたため、宮崎先生の諸論文の多くは、行政の実務担当者が多く読むであろう雑誌・刊行物に掲載されています。加えて、先生は、対外的には、多くの自治体の職員研修や外部評価などの作業に積極的に関わっていらっしゃいました。学知が実践の場で検証され、実践の場での営みが研究にフィードバックされるといふ理論と実践との往復運動の場で研究者生活をお送りになったことは、そのような場をもたない歴史学に身を置いているわたくしには羨ましく見えることもありましたが、実践からの批判につねにさらされながら研究をつづけることは、わたくしが想像する以上に厳しい営みであったらうと推察されます。

宮崎先生を語るとき、学生部（改組されて学生センター）の中心的な教員として、学生問題に取り組まれたことを欠かすことはできません。時には体調を崩されながらも、親身になって学生に接しつづけ、解決のむずかしい諸問題と格闘なさった献身的振る舞いは、法政大学教職員挙げて感謝すべきことかと思えます。

本誌に掲載されている経歴と業績に触れるだけでも、宮崎先生が生きた生を追体験することを可能にしてください。そうして、追体験する者のうちには宮崎先生は生きつづけられるだろうと思います。大学・学部のために尽くされた先生に感謝し、ご冥福をお祈りしながらも、本誌が先生を偲ぶ縁ではなく、ともに生きる糧となることを願って、追悼の言葉を認めます。